

外国籍等のこどもへの教育に関する方針

令和8年3月

秋田県教育委員会

目次

第1章 序論

- 1 策定趣旨と目的 |
- 2 秋田県における外国籍等のこどもの現状と課題 |

第2章 基本理念

- 1 人権尊重と教育機会の保障 3
- 2 自立と社会参加の促進 3
- 3 多様性の尊重と多文化共生の推進 3
- 4 一人一人のニーズに応じた支援と、「長所・強み」への着目 4

第3章 具体的施策

- 1 外国籍等のこどもの就学（園）促進 4
 - (1) 県の推進体制
 - (2) 市町村に求められる役割
 - ①「教育方針」等への外国籍等のこどもへの教育の明確な位置付け
 - ②外国籍等のこどもの就学促進
- 2 学校の受入れ体制の整備 10
 - (1) 日本語能力及び支援ニーズの的確な把握
 - (2) 学校全体での指導・支援体制の構築
 - (3) 学校における各関係機関との連携・協働について
 - (4) 保護者の相談支援体制
 - ①よりよい関係づくりに向けて
 - ②親子間のコミュニケーションを促す支援について
- 3 日本語指導の充実 13
 - (1) 日本語指導担当教員の育成
 - ①外国籍等のこどもへの教育関係者研修会（教員等向け）
 - ②「日本語指導指導者養成研修」への教員派遣等
 - ③人的配置：日本語指導に係る教員の加配措置
 - (2) 学習言語能力の確実な育成に向けた日本語指導の充実
 - (3) 各学校段階における日本語指導の目標と指導
 - ①乳幼児期の教育・保育段階
 - ②小学校教育段階
 - ③中学校教育段階
 - ④高等学校教育段階
 - (4) 障害のある外国籍等のこどもへの指導・支援
- 4 進路指導の充実 17
 - (1) 学校での体制づくり
 - (2) 高等学校等への進学に向けた支援
 - (3) 高等学校卒業後の進路実現に向けた支援
 - (4) 在留資格等について

第4章 参考資料：外国籍等のこどもの指導に役立つウェブサイト等 19

第1章 序論

1 策定趣旨と目的

本方針は、秋田県内に居住する全ての幼児児童生徒に対し、国籍や言語的背景に関わらず、公平で質の高い教育を提供するという本県の責務を明確にするために策定するものです。近年、グローバル化の進展により、日本国内で生活する外国人の数は増加傾向にあり、それに伴い、外国にルーツをもつ幼児児童生徒も各地の学校（園）に在籍するようになってきました。秋田県においても、これらの幼児児童生徒が学校（園）生活に円滑に適応し、その能力を最大限に発揮できるよう、教育環境を整備することが喫緊の課題となっています。

なお、本方針では、本人が日本国籍であっても、家庭内の言語や生活習慣が日本とは異なる場合があるため、本人の国籍を問わず、文化的言語的に多様な背景をもつこどものことを「外国籍等のこども」とすることとし、幼児、児童、生徒を含むこととします。

こうした状況の中で、本方針は、外国籍等のこどもの教育に関わる全ての教育関係者（教職員、教育委員会、支援員等）が、その指導・支援に当たって共有すべき基本的な考え方や具体的な方策を示し、県全体として組織的かつ計画的に取組を推進するための包括的な枠組みを確立することを目的に策定するものであります。

秋田県は令和6年3月に「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」を策定しており、その中で「日本語教育の推進を通じて、日本人県民と外国人県民が互いに文化や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らしやすく、活力に満ちた『多文化共生』の地域社会づくりを目指す」ことを表明しています。本方針は、この県全体の日本語教育推進方針を教育現場、特に幼児児童生徒への支援という側面から具体化し、強化するものです。

2 秋田県における外国籍等のこどもの現状と課題

秋田県における外国籍等のこどもの教育を推進するに当たり、まずはその現状を正確に把握し、そこから見えてくる課題を明確に認識することが不可欠です。文部科学省の令和5年度「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によれば、秋田県内の公立学校において日本語指導が必要な児童生徒^{*1}のうち、外国籍の児童生徒数は53名（小学校39名、中学校9名、高等学校5名）、日本国籍の児童生徒数は17名（小学校9名、中学校3名、高等学校4名、義務教育学校1名）となっています。これらの日本国籍の児童生徒には、海外から帰国したこどもや、国際結婚家庭等で家庭内の言語環境により日本語の支援が必要なこどもなど、多様な背景があり、個々の状況に応じた配慮が求められます。

*1 ①日本語で日常会話が十分にできない児童生徒

②日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒 53 名が 32 校に在籍しています。このデータから読み取れる秋田県の顕著な特徴の一つは、対象となる児童生徒が特定の地域に集中せず、広範囲の学校に少数ずつ在籍している、いわゆる「散在化」の傾向です。これは支援体制を構築する上で配慮を要する点です。全国的にも外国人児童生徒数は過去 10 年間で約 5 万人増加し約 12 万人に達しており、その分布は「集住化」と「散在化」の両極化が進んでいると指摘されています。秋田県は、この「散在化」の課題に直面している典型的な地域と言えます。

表 1：秋田県における日本語指導が必要な外国籍等のこどもの状況（令和 5 年度）

区分	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	合計
日本語指導が必要な外国籍児童生徒数	39 人	9 人	5 人	0 人	53 人
日本語指導が必要な日本国籍児童生徒数	9 人	3 人	4 人	1 人	17 人
日本語指導が必要な外国籍児童生徒が在籍する学校数	21 校	8 校	3 校	0 校	32 校

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和 5 年度）」

この表は、文部科学省の調査による、秋田県における日本語指導が必要な外国籍等のこどもの状況ですが、県内には日本語指導が必要な児童生徒が潜在的にこれ以上いるものと思われます。県教育委員会では、県内では外国人が散在しており、日本語教育人材の不足や高齢化、外国人児童生徒の受入れ体制の未整備、日本語教育に係る各主体の当事者意識の低さといった課題があると認識しています。これらの課題解決のためには、関係者が現状と課題を共有し、それぞれの立場で主体的に取り組む意識を醸成することが不可欠であり、本方針はそのための共通理解の基盤となることを目指します。

このような現状と課題を踏まえ、本方針は、秋田県内に居住する外国籍等のこどもを含む全ての幼児児童生徒が、安心して学び、自らの可能性を最大限に伸ばし、将来、社会の一員として豊かに生きていくための教育環境を実現することを目指します。

第2章 基本理念

本方針は、以下の4つの基本理念に基づき、秋田県における外国籍等のこどもへの教育を推進します。これらの理念は、本方針が目指す教育の姿と、その実現に向けた全ての取組の根幹をなすものです。

1 人権尊重と教育機会の保障

全ての人間は、生まれながらにして基本的人権を享有しており、教育を受ける権利はその中でも特に重要なものの一つです。本方針は、国の通知^{*2}に示されている「外国人のこどもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約^{*3}等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れる」という考え方を踏襲し、いかなる差別もなく、質の高い教育へのアクセスを確保します。この理念の背景には、1979年に日本が批准した国際人権規約があり、これが本方針の法的・倫理的基盤となります。この普遍的な原則に根ざすことで、本方針は、外国籍等のこども一人一人の尊厳を守り、その学習権を確実に擁護することを目指します。

2 自立と社会参加の促進

教育の重要な目的の一つは、幼児児童生徒が将来、社会において自立した個人として、また責任ある構成員として生きていくための力を育成することです。本方針は、外国籍等のこどもが、日本の社会及び国際社会において、主体的に自己の生き方を選択し、積極的に社会参加を果たせるよう、必要な日本語能力、学力、社会性、そして職業観を育むことを目指します。外国籍等のこどもが、多様な文化的言語的背景を生かしながら、自らの可能性を信じて未来を切り拓く力を養うことは、本人の幸福のみならず、地域社会の活性化にも繋がるという認識に立ち、そのための教育支援を強化します。

3 多様性の尊重と多文化共生の推進

外国籍等のこどもと共に学ぶことは、学校及び地域社会に多様な文化や価値観をもたらし、教育環境全体を豊かにする貴重な機会です。本方針は、外国にルーツをもつ幼児児童生徒と、日本語を主に使用して育ってきた幼児児童生徒が、互いの文化的背景を尊重し合い、共に学び、共に成長できる環境づくりを推進します。これは、秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針で目指す「多文化共生」の地域社会づくりとも深く関連しています。国の指針等^{*4}にも見られるように、多様な文化的言語的背景をもつこどもが共に学ぶ環境を創出することにより、活力あ

*2 「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（平成31年3月、文部科学省）

*3 1966年の国際連合において採択され、1976年に発効。日本は1979年に批准。世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なもの。このうち、社会権規約において、教育に関する権利が定められている。

*4 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）

る共生社会の実現を図ることは、全ての幼児児童生徒にとって有益です。「多様性は社会を豊かにする」という価値観を学校教育の場において醸成し、異文化理解教育を推進することで、固定観念や偏見を排し、全ての幼児児童生徒が安心して自己表現できる、開かれた学校（園）文化を創造します。言語・文化・習慣の異なる人々が、共に地域社会の一員として助け合い、安心して暮らし働き、活躍することのできる県づくりは、文化的言語的に多様な背景をもつ子どもへの支援という側面にとどまらず、子ども一人一人の多様性を理解し、国際的な視野や共感力を育む上でも極めて重要であると位置付けます。

4 一人一人のニーズに応じた支援と、「長所・強み」への着目

外国籍等のこどもは、出身国、母語、来日前の教育歴、日本語の習得状況、文化的背景、家庭環境など、一人一人異なる状況に置かれています。また、中には障害のある幼児児童生徒や、日本とは異なる教育制度の下で育ったことにより学習進度や内容に違いが生じている幼児児童生徒もいます。本方針は、このような多様性を深く理解し、画一的な対応ではなく、的確なアセスメントに基づき、個々の幼児児童生徒のニーズや実態に即した、きめ細かく柔軟な支援を提供することを重視します。また、ストレングス・アプローチの考え方の下、全ての外国籍等のこどもがもっている「長所・強み」に着目し、可能性を引き出していく視点（エンパワメント）を取り入れることを重視します。

第3章 具体的施策

上記の基本理念に基づき、以下の具体的な施策を展開します。これらの施策は、他県の先進的な取組を参考にしつつ、秋田県の現状と課題を踏まえて策定するものです。

1 外国籍等のこどもの就学（園）促進

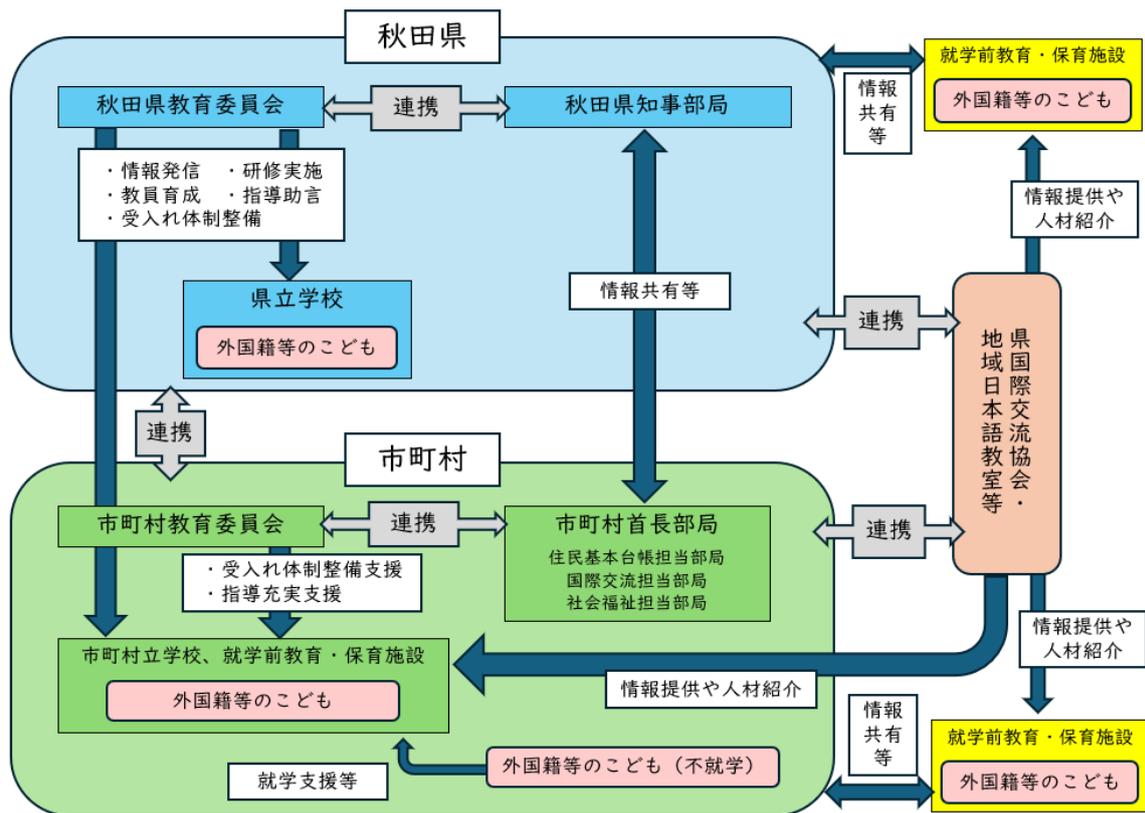
（1）県の推進体制

県教育委員会では、今後の多文化共生社会を目指す際の施策を一層推進していくため、本方針により、外国籍等のこどもだけではなく、全てのこどもたちに互いの「違い」を認め合い、多様な価値観を受容しながら共に生きようとする意欲や態度等、多文化共生の資質を育むという基本的視点を関係者と共有していきます。

外国籍等のこどもが社会の担い手として主体的に生きていくことができるよう、その資質・能力を確かに育成していくためには、教育環境を整え、関係者が協力しながら取り組んでいくことが必要です。

資質・能力の中でも、日本語の能力は、入国の時期や家庭での言語環境等、様々な要因に影響を受け、個人差が大きく生じることが一般的です。そのため、幼児児童生徒個々の実態を丁寧に見取り、継続的・安定的に日本語指導を含む教育を推進していくことのできる推進体制の構築を目指します。

そのため、下記イメージのような推進体制を整え、取組の促進を図ります。



外国籍等の子どもへの教育の推進には、各関係機関がそれぞれの立場から主体的に関わることが不可欠です。既に「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」において、県、市町村、学校等、県国際交流協会の役割が示されており、本方針ではこれを幼児児童生徒の教育の側面に特化し、より具体的に展開します。

表 2：外国籍等のこどもの支援における主な役割分担

関係機関	主な役割
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育に関する方針の策定・周知、総合的な施策の企画・推進 市町村教育委員会、学校（園）への指導・助言 広域的な人材育成（研修プログラム開発・実施）、専門的人材の確保・配置支援 教材開発・情報提供、先進事例の収集・普及 関係省庁、他都道府県との連絡調整、国庫補助事業等の活用推進 施策の進捗管理・評価、方針の見直し 公立高等学校入学者選抜についての情報提供

市町村教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「教育方針」等への外国籍等のこどもへの教育の明確な位置付け ・ 所管学校（園）への指導・助言、支援員の配置・巡回指導体制の構築 ・ 就学案内・相談体制の整備、不就学防止対策 ・ 初期日本語指導教室の設置・運営（必要な場合） ・ 地域の関係機関（国際交流協会、地域日本語教室、医療機関、福祉機関等）との連携ネットワーク構築 ・ 学校（園）間の情報共有・連携促進
学校（園） （管理職）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍等のこどもの日本語習得・適応状況把握と受入れ体制の整備、校（園）内支援体制の構築・運営 ・ 全教職員への本方針の周知徹底、リーダーシップの発揮 ・ 「特別の教育課程」の編成・実施の推進、個別の指導計画作成の指導、日本語指導担当教員・支援員等との連携調整、指導環境の整備、支援の記録と関係者間の共有 ・ 保護者との信頼関係構築 ・ 多文化共生の学校（園）づくりと地域社会への発信
学校（園） （教職員）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当幼児児童生徒の日本語能力・学習状況・適応状況の把握 ・ 個別の指導計画に基づく日本語指導・教科学習支援の実践 ・ インクルーシブな学級経営、多文化理解教育の推進 ・ 保護者との日常的な連絡・相談対応 ・ 校（園）内研修への積極的参加、専門性の向上
日本語指導担当教員・支援員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的な日本語指導の実施、教材作成・選定 ・ 幼児児童生徒の日本語能力評価、指導記録の作成 ・ 教科担当教員等への助言・連携、チーム・ティーチングへの参加 ・ 保護者への学習状況報告・相談対応（必要に応じて母語支援）
秋田県国際交流協会（A I A）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人相談センターによる外国人住民（幼児児童生徒の保護者等）への情報提供や適切な相談先への取り次ぎ ・ 地域日本語教室等において「生活の日本語」*5の学習を支援する「日本語学習支援者」の育成 ・ 地域日本語教室や日本語学習支援者への助言・相談対応 ・ 人材バンクによる日本語学習支援者や日本語教師等の紹介 ・ 外国の文化紹介や通訳・翻訳を行うA I Aコミュニティサポーターの派遣 ・ 多文化共生理念や「やさしい日本語」*6の普及・啓発、異文化交流の促進
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの就学手続き ・ 学校（園）との積極的なコミュニケーション ・ こどもの母語・母文化の尊重と継承 ・ 家庭学習への協力（可能な範囲で）

	・学校（園）行事への参加、PTA活動等への関与（可能な範囲で）
地域日本語教室 （可能な場合）	・「生活の日本語」の学習支援

この役割分担表は、各主体が連携し、それぞれの専門性やリソースを活かして外国籍等のこどもを多角的に支援するための指針となります。なお、幼児児童生徒の状況によっては、医療機関（小児科、精神科等）、福祉機関（児童相談所、発達支援センター等）との連携が不可欠となる場合があるため、各学校（園）及び市町村教育委員会は、これらの機関との連携や情報共有の方法について平時から確認し、必要な支援を迅速に提供できる体制を整えます。明確な役割分担は、責任の所在を明らかにするとともに、重複や抜け漏れのない効率的な支援体制の構築に不可欠です。

（２）市町村に求められる役割

①「教育方針」等への外国籍等のこどもへの教育の明確な位置付け

各市町村で作成している「教育方針」や「教育ビジョン」等に外国籍等のこどもへの教育を位置付け、「外国籍等のこどもへの教育は学校教育の一環として取り組むべきことである」という教育委員会等としての姿勢を明確にして、各学校（園）や地域に示すことが大切です。国際理解教育の一つである、全ての幼児児童生徒を対象とした「多文化共生教育」等として、地域の実情に応じて位置付けます。

②外国籍等のこどもの就学促進

ア 小学校新入学相当年齢の外国籍等のこどもへの対応

市町村教育委員会は、全ての外国人幼児児童生徒の学ぶ権利を保障するという考えのもと、小学校新入学相当年齢の外国籍等のこどもをもつ保護者全員に就学案内を行います。小・中学校へ就学させる希望がある場合は、保護者からの相談に応じながら確実な就学に繋げる必要があります。

対応のポイントとして、住民基本台帳担当部局等と教育委員会とで就学に関する情報の共有を行うこと、外国籍等のこどもの保護者に、こどもが翌年小学校新入学相当年齢になることを伝え、就学させることの必要性和重要性の理解を求めること、保護者の使用する言語等に配慮すること、などが挙げられます。

なお、幼稚園・保育所・認定こども園等の就学前教育・保育施設に通う外国籍等のこどもについては、その保護者に対し効果的な就学案内を実施する観点から、教育委員

*5 在住外国人等が日本語を用いて健康かつ安全に生活を送ることができるようになるとともに、地域住民と相互理解を図り、社会の一員として生活を送るために必要な日本語のこと。「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案活用のためのガイドブック」（H23文化審議会国語分科会）を参照。

*6 秋田県で暮らす外国人の国籍や母語は様々であり、すべての情報を母語で伝えることは難しく、また、英語が得意な方ばかりではないため、英語で正しく伝わるとも限らないことから、普段使っている日本語を外国人にも分かりやすいように言い換えた「簡単な日本語」のこと。

会は、幼稚園・保育所・認定こども園等の所管部局や就学前教育・保育施設の設置者・担当保育者と連携を図った上で対応を行うことも効果的です。

外国籍等の幼児については、就学前に集団での生活や言語的なやり取りを経験することは、幼児が安心して義務教育諸学校での学校生活を始めるために重要な基盤であることから、就学前教育・保育施設への入園を促進し、義務教育諸学校への就学に円滑に繋げることが重要です。

経済的な理由で就学前教育・保育施設に通うことをためらう家庭の場合、担当部局と連携のうえ、支援制度等について丁寧に周知し、乳幼児期の教育・保育の大切さについて理解を促すことも必要です。

イ 就学（編入学）の手続き

外国籍等のこどもが学校に適應できないケースの一つに、就学直後に困難な面が表面化することがあります。主たる原因として、①日常会話はできるが、学習言語の理解が難しいといった言語面、②学校文化・集団生活の違い、③就学前の経験の違い、④来日直後の生活環境の大きな変化による心理面などが挙げられます。

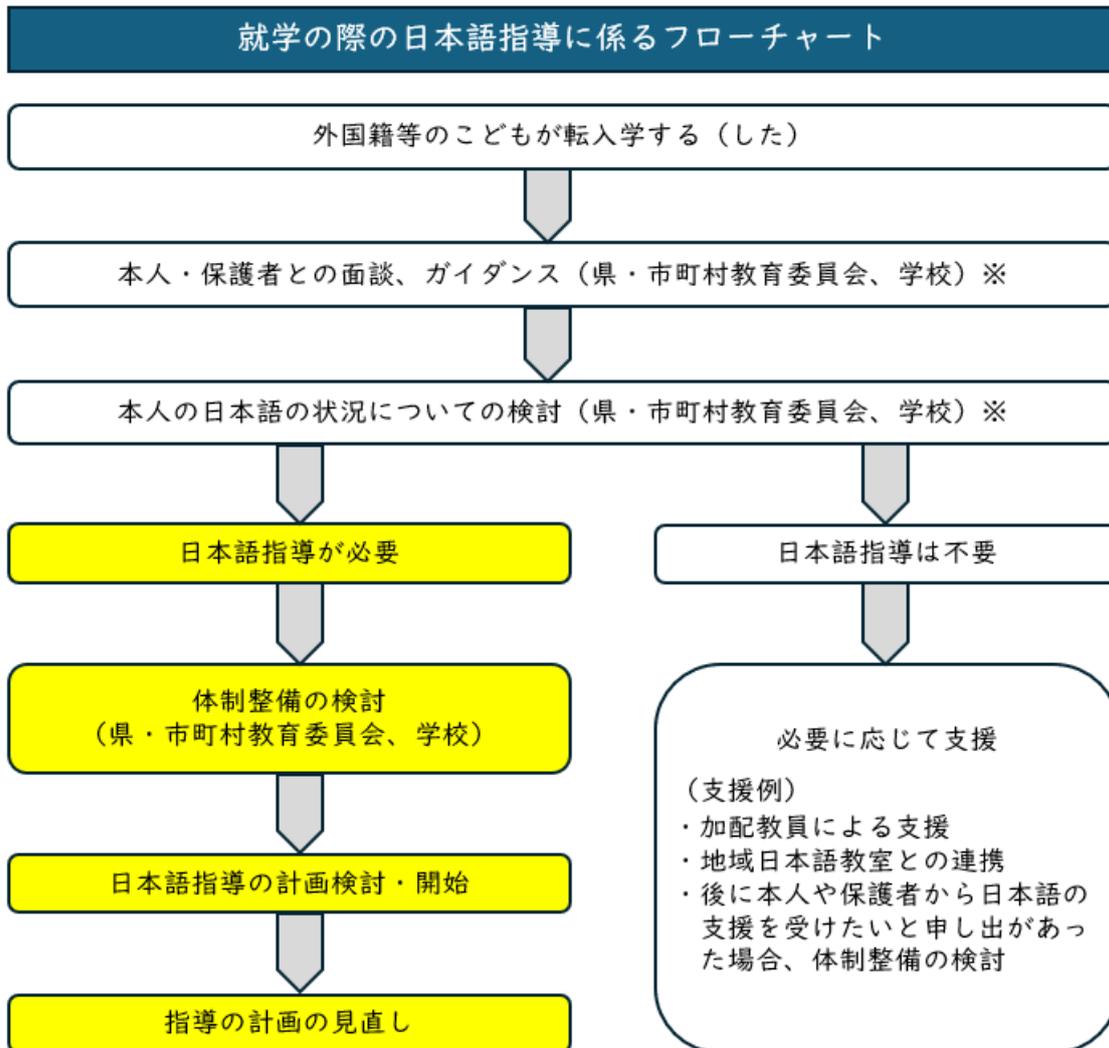
次ページのフローも参考にして、市町村への住民票の転入・転居届（住民基本台帳法）及び居住地の届出（出入国管理及び難民認定法）から、指定学校への就学までの流れが常に円滑に行われるような状態にすることが大切です。

一般的な就学手続きではそれぞれの学校が対応することであっても、通訳者がいないことで意思疎通が図られず、その説明が不十分になる場合もあります。就学に関する説明や指導等を教育委員会が一括して行うなど、外国籍等のこどもの円滑な学校生活のスタートに向けた支援が必要となります。

首長部局担当課（「市民課」、「窓口サービス課」等）ですべきこととして、住民票の転入届等にかかわる事務手続きを行うこと、学齢期のこどもがいた場合は、公立学校への編入希望の有無を保護者に確認することが挙げられます。

教育委員会担当課ですべきこととして、公立の学校へ編入する意思を改めて確認すること、在留カード等で居住地等の確認をすること、編入学にかかわる必要書類（「就学願」、「編入学願」等）を受理すること、編入に際して必要な説明や指導等を行うことが挙げられます。説明は「やさしい日本語」で行い、必要な場合は通訳者を介したりICTを活用したりして保護者との意思疎通を十分に図ることが大切です。

急に編入してきた外国籍等のこどもに対して日本語指導を行う際に、学校によっては通常の教室に余裕がないため、学習環境が整っていない場所で日本語指導が行われていることがありますが、児童生徒が落ち着いて、安心して学べるよう、環境を整えていくことも重要です。市町村教育委員会は、編入の事務手続きが完了した後、受入れ校で児童生徒の学習に必要な50音表、ホワイトボード、デイジー教科書、AI翻訳機等、学習にふさわしい環境が整うよう、学校の相談に応じながら支援を行うことが求められます。



※来日前の学習状況を聞き取って学習経験を把握した上で、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし」（文部科学省）を参照し、日本語能力を把握するための標準的なアセスメントツール（例：文部科学省開発の「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」等）を活用するなどして、客観的に評価されることが望ましい。

ウ 受入れ体制の整備

各市町村では、状況に応じて、「A 拠点校を設置して他校の児童生徒が通級する」、「B 日本語指導担当教員による巡回指導を行う」、「C 各学校で取り組む」等、受入れ体制の整備を進めます。いずれの体制であっても、本人と保護者との共通理解のもと、継続して日本語指導を含む指導を実施できる体制整備を行います。

万一、外国籍等のこどもの成長に伴って受入れ校が変わる必要性が生じた場合には、学校の受入れ体制の状況、当該児童生徒の今後の日本での暮らしの見通し、同年代のこどもたちとの生活の中で培う人間関係から得られる経験等を踏まえて受入れ校の変

更を総合的に判断し、それまでの支援履歴も含めて学校相互での確実な引継ぎを行う必要があります。

受入れ体制のパターンはA、B、C単独とは限らず、複合的な仕組みを構築したり、移行を前提として体制を整えたりするなど、地域の実状に応じた対応が求められます。

※より詳しい留意事項は、文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」
(2019年3月)第6章 市町村教育委員会の役割を参照のこと。

2 学校の受入れ体制の整備

(1) 日本語能力及び支援ニーズの的確な把握

個々の外国籍等のこどもに対する効果的な支援計画を立案するため、来日・転入初期の段階で、日本語能力（日常会話レベル、学習言語レベル）及びその他の支援ニーズ（学習の遅れ、心理的ケア、特別な配慮等）を的確に把握する必要があります。また、学校管理職の役割として「日本語習得・適応状況把握」があります。就学前教育・保育歴、児童生徒の母語、来日前の教育歴、学習習慣なども含めた多角的な情報収集に努め、個別の指導計画作成の基礎とします。県教育委員会は、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし」（文部科学省）を参照した上での、日本語能力を把握するための標準的なアセスメントツール（例：文部科学省開発の「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」等）の活用を推奨し、その実施方法や結果の分析、指導への活用に関する研修機会を提供します。このアセスメントは、定期的実施するなど、対象となる児童生徒の異文化の受入れ状況や言語面での上達等を把握し、支援内容の不断の見直しや次学年での指導・支援に繋げることが重要です。

※来日・転入初期の段階での取り出し指導におけるプログラムについては、文部科学省「外国人児童生徒受入れの手引【改訂版】」（2019年3月）第3章 日本語指導担当教師の役割を参照のこと。

(2) 学校全体での指導・支援体制の構築

学校には、外国籍等のこどもに対して「学習言語能力」（p14 参照）を育成できるよう、学校生活に必要な日本語の学習とともに、日本語と教科を統合した学習を行い、教科学習に自律的に参加できる力を養うなど、組織的かつ体系的な指導が必要となります。このためには、「特別の教育課程」による日本語指導など、必要な指導・支援を行うことのできる日本語指導担当教員等を校内に配置することが望ましいです。また、日本語指導補助者や母語支援員等、教員以外の支援者についても、必要に応じて配置し、教員と連携して指導に当たることにより、児童生徒等の状況に応じたきめ細かな指導・支援を行うことができるようになります。そして、外国籍等のこどもが人格の形成及び言語の発達を遂げていくまでに要する

時間を踏まえ、短期的な対応に留まるのではなく、就学前段階から高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援が必要であることを全教職員で共有する必要があります。

また、外国籍等のこどもが学校で大半の時間を過ごすのは在籍学級であるため、学級担任が日本語指導担当教員等と連携し、外国籍等のこどもが教科学習や学級の活動等に参加できるような指導・支援を行うことも重要です。

各学校では、管理職を中心として、外国籍等のこどもが安心して学校に通うことのできる環境の整備に努め、すべての児童生徒にとっての教育環境向上に繋がるという意識を醸成しながら、学校全体として外国籍等のこどもへの教育に取り組み、多文化共生社会の実現に向けた教育を推進することを目指します。その際、「やさしい日本語」を使用し、ダイジー教科書や一人一台端末、AI 翻訳機等を活用するなど、児童生徒それぞれの言語能力等に応じたきめ細かな支援をすることや、こどもの母語や文化、対象児童生徒が望む場合には生い立ちや家族の歴史などを教育活動に取り入れ、こどもが安心して過ごせる「居場所」のある学校風土を育むことでこどもが自らの背景に誇りをもち、肯定的なアイデンティティを形成していけるようにすることが望まれます。

外国籍等のこどもの来日の背景には、保護者の仕事等様々な事情があり、必ずしもこども自身の選択ではないケースも考えられます。場合によっては、母国での学校生活や友人関係を断ち切られるなどの経験が、心理的な不安に繋がり、日本語習得や異文化への適応等に影響を及ぼすことにも配慮が必要です。その際、スクールカウンセラーや日本語指導補助者、母語支援員等が、「こどもがいつでも話せる存在」として支援することや、「できること」や「好きなこと」など言語以外の強みでこども同士の関係づくりを支援することが有効です。

(3) 学校における各関係機関との連携・協働について

学校での外国籍等のこどもに対する日本語指導のために、学校外の人材に協力をお願いするケースも考えられます。その際、教員以外の支援者（日本語指導補助者や母語支援員等）との情報交換を大切にすることが大切です。外国籍等のこどもへの効果的な指導に当たっては、近隣の大学や公的な機関など（教育委員会、県国際交流協会、地域日本語教室等）からの人材の派遣・紹介を活用することも考えられます。

言葉が分からない中で、不安を抱えながら生活するこどもたちにとって、教員以外の支援者も心強い存在です。そのような支援者の方々を全職員に紹介し、学校要覧などにも職員として氏名を掲載するなど、外部人材の方と学校が良好な協働体制を構築することは、支援を受けるこどもたちにとっても、「温かく受け入れられている」という思いに繋がります。教科等の学習や学校・学年行事なども含め、児童生徒の日々の状況について教員以外の支援者と共有することが、より効果的な支援に繋がります。

学校は、教育に責任をもつ主体として、組織的に作成した外国籍等のこどもに必要な支援計画を基に、支援の目的や協力体制、具体的な役割について、支援者と共有していくことが求められます。

学校は、児童生徒の校外でのくらしが円滑となるよう、地域に繋いだり、地域と協働したりすることが必要です。コミュニティ・スクールの仕組みを活用しながら、学校・家庭・地

域・関係機関等が連携・協働体制を構築し、地域ぐるみで多文化共生の取組を促進していくことが望まれます。

(4) 保護者の相談支援体制

①よりよい関係づくりに向けて

保護者の不安は学校についてだけではなく、地域での生活全般に及びます。例えば、学校への転入手続きの際に、保護者に学校や地域の行事での児童生徒の様子を詳しく紹介することで、これからの学校等での生活を理解し、安心して子どもを通学させられるようにするなど、保護者との出会いを大切にし、外国籍等の子どもと保護者に安心感を与えながら、互いの文化・習慣に対する理解を深めていくことが大切です。

在籍後、毎日の生活を通して、児童生徒自身が日本の学校生活について徐々に理解し、活動に参加できるようになっても、その保護者は、自分が経験した出身国・地域の学校教育のイメージをもっているため、日本の学校生活について理解していないまま、子どもの学校生活に対して不安を感じている場合が多くなりがちです。また、保護者が日本語をよく理解できない場合もあります。そのため、ICTの活用等により、丁寧に学校での生活の様子を説明する工夫をし、日本の学校教育のシステムと保護者がもつ学校の概念や教育観との違いなどについて共通理解を図ることが重要です。

また、国によって文化が異なるという前提のもと、宗教など相手にとって大切な価値観を尊重し受け入れる姿勢を基本とし、学校生活について一つ一つ丁寧に伝えたり、調整したりしていくことが大切です。

日頃から他の保護者との接点をつくることができるよう、保護者が学校行事等に参加するよう働き掛けることも重要です。保護者同士の横の繋がりがあれば、情報の交流も頻繁になり、日本語が多少分からなくても、知り合いの保護者ができることで「相談できる人、話せる人」ができ、孤立化を防ぐことができます。

②親子間のコミュニケーションを促す支援について

幼い時期に来日した子どもは、母語を忘れる傾向があり、成長するにつれ、親とのコミュニケーションが難しくなる場合も多いため、外国籍等の子どもの保護者に対しては、家庭では子どもと母語で多くの会話をしたり、読み聞かせや読書をしたりすることを勧め、母語・母文化の継承を尊重する姿勢を示すことも大切です。進学や就職等、重要な決定をする際には、どの子どもも気持ちが揺れ動いたり、不安な気持ちを抱えたりします。日常から、安心して本心話すことのできるコミュニケーション環境を整えておくことが、大切な決断をする時の心理的支えになります。

多くの保護者は、様々な生活場面で、子どもが母語と日本語を使い分けて話している様子を見て、両方の言語力が十分育っていると認識しがちです。しかし、いくら生活言語が育っているように見受けられても、どちらの言語においても、学力を形成していく言語レベルにまで達していないというケースもよくあります。進学の時期を迎えた時になって初めて、保護者が子どもの実態を認識し、驚くこともあるため、日常から保護者

に対し、こどもの言語習得の状況や、日本語の学習の必要性に関する情報を伝え、保護者の疑問に答えられる体制を整えておくことが大切です。保護者に、日本における進学や就職について十分に説明するために、教育委員会や県国際交流協会、地域日本語教室等と連携して、進学や就職など進路に関する情報を収集したりすることも考えられます。

学校には、外国籍等のこどもと保護者の親子間のコミュニケーションが安定したものとなるよう、安心して相談できる体制を整え、適切に助言を行うなどの支援が求められます。

3 日本語指導の充実

(1) 日本語指導担当教員の育成

教員が日本語指導に精通するためには相当の経験を要します。外国籍等のこどもが散在する本県でも、日本語指導担当として配置された教員が毎年のように交代する状況があります。そのため、県でも、県主催の研修や国の実施する教員研修への派遣により、日本語指導に必要な知識や指導方法を身に付けた人材の育成を継続的に行い、計画的な人材育成に努めます。県教育委員会が計画している日本語指導担当教員の育成に係る取組は以下のとおりです。

①外国籍等のこどもへの教育関係者研修会（教員等向け）

関係機関と連携して、日本語教育の必要性や多文化共生社会の実現に向けた理解の促進に資する研修を県主催で実施します。実施に当たっては市町村教育委員会や学校のニーズを踏まえ、各学校段階の教員等の理解促進や指導力向上を目指し、研修内容の充実を図ります。

②「日本語指導指導者養成研修」への教員派遣等

外国籍等のこどもへの教育に関する必要な知識を有し、適切な支援を行うことができる人材を継続的に育成していくため、独立行政法人教職員支援機構が実施する「外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修」への研修者派遣を継続していきます。また、研修修了者が学んできたことを、県内の外国籍等のこどもへの教育の推進に波及させることができるよう、関係機関と連携して取り組んでいきます。

③人的配置：日本語指導に係る教員の加配措置

外国籍等のこどもへの教育の状況や各学校の課題を把握した上で、加配措置により配置する教員が適切な支援を行うことができるよう、必要に応じて市町村教育委員会とも連携し、支援を行います。

(2) 学習言語能力の確実な育成に向けた日本語指導の充実

外国籍等のこどもを受け入れる学校では、児童生徒の言葉の力を見取り、必要な支援体制や日本語指導の具体的な計画を立案することが求められます。その際には、「日常会話の力と、学習で求められる力は違う」という認識をもつことが必要です。この二つの力は、一般には「生活言語能力」と「学習言語能力」と呼ばれています。

生活言語能力 (BICS) Basic Interpersonal Communicative Skills

1対1の場面での日常的で具体的な会話をする口頭能力。ある程度の年齢までは、普段の生活の中で自然に身に付きますが、教員や日本語学習支援者等による支援も必要です。習得までに約2～3年を要すると言われています。

学習言語能力 (CALP) Cognitive Academic Language Proficiency

教科等の学習場面で求められる情報を入手・処理し、それを分析・考察した結果を伝えるといった思考を支える言語の力。習得までに約5～7年、こどもによっては7～10年かかることもあります。母語でも抽象的な概念の理解が不十分な年齢で来日した場合、母語でも日本語でも学習言語能力の発達状況が学年と一致していない児童生徒も多く存在すると言われています。また、母語が発達すれば、第2言語である日本語の学習の伸びも早いと言われています。

「学習言語能力」については、生活の中で身に付くことはあまり期待できません。そのため、日本語指導担当教員が中心となった計画的な支援が必要になります。

実際の日本語指導の際には、それぞれの児童生徒の生活や学習の状況、適応状況、学習への姿勢や態度などを反映させた「特別の教育課程」の編成と、個別の指導計画の作成により、個々に適した指導を行うことが大切です。

「特別の教育課程」とは、外国籍等のこどもが学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、通常の学級の教育課程の一部の時間に替えて、通常の学級以外の教室で行う教育の形態です。なお、「特別の教育課程」を編成・実施する場合には、各学校において、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成して学習評価を行うこととされており、公立学校においては当該指導計画とその実績を学校の設置者である教育委員会等に提出することが必要になります。

どの学校においても外国籍等のこどもの「学習言語能力」の状況を把握し、必要な支援体制や日本語指導の具体的な計画を立案することができるよう、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメントDLA」等の評価ツールを活用して対象児童生徒の日本語能力を客観的に把握し、日本語指導の充実を図ることが大切です。

(3) 各学校段階における日本語指導の目標と指導

①乳幼児期の教育・保育段階

幼稚園・保育所・認定こども園等の乳幼児期の教育・保育段階で、外国人幼児や日本語を話すことのできない幼児を受け入れる際には、言語や文化の違いを尊重した保護者との連携体制を整えることや、幼児期の特性を踏まえた指導上の留意事項を関係者が具

体的に共有することが大切です。遊びや生活の中での様々な体験を通して多様な日本語に触れ、親しむようにします。

また、日本で生まれ育った外国人のこどもや、母語を習得する前に来日したこどもの中には、母語でも日本語でも安心して自己を発揮できない状態に陥る場合や、母語しか話すことのできない家族とのコミュニケーションに困難を抱える場合があるといった課題も指摘されています。また、母語が発展途上であるため、母語を維持・伸長するための努力も必要です。このことから、日本語の習得のみならず、母語や母文化の習得についても多面的・多角的に検討するなど、将来のアイデンティティの確立に向けて、早期から支援の見通しについて保護者と共通理解を図ります。

②小学校教育段階

教科指導の始まりにあたる小学校教育段階では、何年生に転入しても、入国した時期や家族構成、言語環境の差異等、様々な視点で外国籍等のこどもの教育環境を整えます。

そのため、児童・保護者と教科の学習と日本語の学習の意義について共通理解を図り、実態をふまえて日本語の能力に応じた指導を組織的・計画的に行えるよう「特別の教育課程」を編成して行う日本語指導を実施し、転校先や中学校の進学先に確実に引き継いでいきます。

成人の学習者と異なり、児童の場合は、保護者の都合で来日するケースが多く、日本語学習に目的意識をもてず、学習内容が定着しないことがよくあります。児童の生活にとっては、学習している表現や文法規則には必要性が感じられないのかもしれませんが。そのような場合、同じ学習項目に留まって暗記を強要したりせず、「A 次の学習に進む」、「B 新たな内容と関連付けて学ばせる」、「C しばらくしてから児童の生活や学習状況に関連付けて再び取り上げる」、といった工夫が必要です。言語習得のプロセスは、スパイラルに進むと言われています。児童の興味関心や必要性を考慮し、日本語でコミュニケーションをすることの楽しさや意味が感じられる学習活動の中で、繰り返し指導することが重要です。

③中学校教育段階

中学校においては、母国での就学状況や、小学校までに受けた教育課程についての履歴等を確実に引き継ぎ、それらを基に、生徒の日本語能力の状況や、生活支援の必要性等を踏まえて、「特別の教育課程」の編成など、支援の方向性を検討することが必要です。

その際、「生活言語能力」と「学習言語能力」を明確に区別し、教科学習と結び付けた日本語指導を行うことで、それぞれの伸びや定着について、教科担任等と連携しながら適切な時期に評価し、指導に活かしていくことが重要です。

このように学習環境を整えることで、社会的・職業的自立に向けて、生徒が自ら目標をもって、主体的に学習に取り組むことができるよう支援していくことが大切です。日本の高等学校への進学を希望している場合には、早い時期から保護者に対して、日本の

教育制度や高等学校入学者選抜の仕組み等について理解を深められるよう支援することも、生徒本人の安定した学習環境を整えるためには重要な要素です。

中学校では、小学校での「DLA」や「ことばのものさし」等の記録がある場合はそれらを引き継ぎ、中学校生活においても定期的に日本語能力を測り、記録します。そして、小学校から「特別の教育課程」を編成して行ってきた日本語指導の記録等を進学先へと引き継ぎ、高等学校における日本語指導・支援へ円滑に繋がるようにします。

④高等学校教育段階

高等学校等において外国籍等のこどもに対する指導・支援を円滑に実施するためには、当該生徒がこれまでどのような指導を受けてきたのかを把握することが重要です。目標を卒業後の「自立」と定め、小・中学校や保護者とも連携し、個々の実態に応じて適切な指導及び支援の計画を作成することが必要です。その上で、学習指導においては、生徒の日本語能力も踏まえながら、必要に応じて、「特別の教育課程」の編成による個別の指導を継続して行うなど、充実した学校生活を送ることができるよう、多面的な支援を行うことが求められます。

(4) 障害のある外国籍等のこどもへの指導・支援

障害のある外国籍等のこどもの就学先の決定に当たっては、他のこどもと同様に一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断することなどが必要です。特に、文化の違いなどから、日本で生まれ育ったこどもと比較して発達が遅れているように見える可能性も考えられるため、言語だけでなく、文化や社会環境、家庭の養育環境等を十分に確認し、日本語能力と日本文化適応の状況、障害の状態等を混同しないことが大切です。言語や文化的背景、教育制度などが異なることに留意し、特に障害の状態等に関する共通理解が図られるように本人及び保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要になります。外国籍か日本国籍であるかを問わず、就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれのこどもの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当です。

なお、障害のない外国籍等のこどもについては、必要に応じ、日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施等により、受入れ体制を整える必要があります。障害がないにも関わらず、日本語指導が必要であることをもって、特別支援学級や通級による指導の対象とすることは適切ではありません。

また、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ外国籍等の児童生徒の指導に当たっては、障害の状態等に加えて児童生徒の日本語能力についても十分に把握した上で、適切な指導を行う必要があります。その際は、児童生徒の自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした自立活動の指導を効果的に活用することが大切になり

ます。一人一人に応じたきめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を適切に活用することも重要です。特に、効果的な指導を行うためには、児童生徒の障害の状態や障害特性などについて保護者に正しく伝え、共通理解を図る必要があることから、保護者との連携体制づくりは欠かすことができません。

4 進路指導の充実

(1) 学校での体制づくり

外国籍等のこどもの進路指導においては、国籍や在留資格など制度的な課題のほか、日本語能力や文化的背景等、さまざまな視点から支援を行うことが求められます。各学校においては、担任と進路指導担当教員等とが連携し、外国籍等のこどもへの進路指導を組織的・計画的に推進することが望まれます。

また、保護者や家庭と丁寧なコミュニケーションを取ることが必要です。外国籍等のこどもの保護者は日本の教育制度や雇用制度等について、知識や情報を十分にはもっていない場合もあり、状況に応じて言語的な配慮を行いながら、十分な情報提供を行う必要があります。

(2) 高等学校等への進学に向けた支援

高等学校等への進学を希望する外国籍等のこどもに対しては、個々の状況を踏まえつつ、必要な情報提供を行い、寄り添った支援を行うことが必要です。本県の公立高校への入学・編入学については以下（参考）に記載しているとおりですが、多様な生徒の学びをサポートできるよう、生徒の実態や社会情勢の変化を踏まえつつ、公立高等学校入学者選抜における配慮事項のあり方について検討するとともに、個に応じた指導体制の整備及び日本語指導担当教員など、高等学校等における人的配置の充実のあり方についても検討を進めていきます。

※（参考）公立高等学校への入学・編入学について

ア 第1学年から入学する場合

公立高等学校入学者選抜を受検し、合格する必要があります。入学者選抜では、それぞれの生徒の状況に応じて、必要な配慮を行っています。必要な配慮については、中学校を通じて、志願先高等学校へ相談することとなります。

<具体的な配慮事項>

- (1) 学力検査等実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行って、日本語能力をみること
- (2) (1)の結果や生徒の海外での学習状況を考慮して、学力検査の実施時間を延長すること等

イ 第2学年以降から入学する場合

各高等学校が実施する編入学試験を受験し、高等学校長からの編入学許可が必要です。編入学試験や入学後の生活の詳細については、編入学を希望する高等学校に相談することとなります。

(3) 高等学校卒業後の進路実現に向けた支援

高等学校においては、将来のキャリアや職業、生活に夢や希望をもつことができるよう、将来を見通して、大学等への進学や就職等の進路実現に向けた支援をすることが求められます。

特に、大学等への進学を希望する外国籍等のこどもに対しては、入試制度や奨学金制度について情報提供をする必要があります。

また、就職を希望する外国籍等のこどもに対しては、関係機関と連携し、適切な就労支援を行うことが必要です。ハローワーク、地域の商工団体等と連携し、職業相談や求人情報の提供などを行います。また、インターンシップや職場体験の機会を拡充することも必要です。

(4) 在留資格等について

外国籍等のこどものうち、外国籍の生徒の在留資格は様々です。在留資格の中には日本での就労ができない種類のものがあります。学校では、入学後の早い段階で外国籍の生徒が日本で就労できる在留資格を持っているかどうかを把握し、適切な就労支援に繋げることが重要です。また、在留資格は一定の期間ごとに更新をしないといけないものもあります。在留資格の更新のための手続き等、生徒や保護者と情報を共有することが求められます。また、高等教育機関に進学する場合において、現在のところ奨学金等の申請資格も在留資格によって異なる場合がありますので、生徒や家庭・保護者への適切な情報提供をしていく必要があります。

第4章 参考資料：外国籍等のこどもの指導に役立つウェブサイト等

外国籍等のこどもの指導や支援に役立つ情報を提供しているウェブサイト等を紹介します。

【文部科学省】

○帰国・外国人児童生徒教育情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

○外国人児童生徒受入れの手引き【改訂版】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

○外国人幼児等の受入れにおける配慮について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html

○外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」

<https://casta-net.mext.go.jp/>

○日本語教育コンテンツ共有システム NEWS

<https://www.nihongo-ews.mext.go.jp/>

○こどもの日本語ライブラリ

<https://www.kodomo-kotoba.info/>

○文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし パッとわかるまるわかりガイド

https://www.mext.go.jp/content/20250620-mxt_kyokoku-000042836_01.pdf

○文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし（ことばの力のものさし）実践ガイド

https://www.mext.go.jp/content/20250620-mxt_kyokoku-000042836_02.pdf

○文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のための対話型アセスメント DLA

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413_00003.html

○音声教材

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

○つながるひろがる にほんごでのくらし

<https://tsunagarujp.mext.go.jp/>

【出入国在留管理庁、文化庁】

- 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/92484001.html

【出入国在留管理庁】

- 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html

- 在留資格一覧表

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>

【公益財団法人秋田県国際交流協会（AIA）】

- 外国にルーツのある児童生徒支援者向け情報

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1495498530-656>

- 日本語教材の閲覧・貸出について

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1744858014-1806>

- 秋田県内の日本語教室一覧

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1488462840-187>

- 日本語学習情報

<https://www.aiahome.or.jp/pages/page-1575506997-943>

【一般財団法人自治体国際化協会】

- 多文化共生ツールライブラリー

https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tool_library/

【弘前大学】

- 外国につながる子どもの教育支援ガイドブック

<https://www.hirodaimrr.or.jp/wp->

[content/themes/hiroaimrr/img/guidebook2023.pdf](https://www.hirodaimrr.or.jp/wp-content/themes/hiroaimrr/img/guidebook2023.pdf)

ODLA オンライン・アセスメントマニュアル

https://www.edu.hirosaki-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/05/Assessment_manual.pdf

【東京学芸大学】

○リーフレット「高等学校における日本語指導と学習支援

－『特別の教育課程』の制度を活用して－」（文部科学省委託研究）

<https://kodomonihongo.u-gakugei.ac.jp/.assets/Leaflet2024.pdf>

○高等学校における外国人生徒等の受入の手引（文部科学省委託研究）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_tebiki.pdf

○高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン（文部科学省委託研究）

https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/feature/upload/koko_nihongo_guideline.pdf

【東京都教育委員会】

○日本語指導推進のためのガイドラインについて

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/learning_japanese/guidance_japanese/guidline

【東京都多文化共生ポータルサイト】

○日本語を勉強したい

<https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/learnjapanese/about.html>

【公益財団法人仙台観光国際協会】

○日本の小学校

<https://int.sentia-sendai.jp/foreigner/child/school/j/>

【公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー】

○学校（がっこう）からのおたより

https://www.mcic.or.jp/ja-easy/support_for_foreigners/information_from_school/

【川崎市総合教育センター】

○算数 6 か国語対訳集

<https://kawasaki-edu.jp/index.cfm/19,885,66,html>

【認定 NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ】

○公立高校入学のためのガイドブック

<https://me-net.or.jp/service/guidebook/>

【公益財団法人かながわ国際交流財団】

○外国につながる子ども・若者の教育

<https://www.kifjp.org/kyouiku>

【公益財団法人兵庫県国際交流協会】

○学習支援教材（子ども支援）

<https://www.hyogo-ip.or.jp/torikumi/tabunkakyose/kyozai/gakushu.html>

【公益財団法人全国幼児教育研究協会】

○外国人幼児等の受入れに関する研修プログラム（文部科学省委託研究）

<https://zenyoken.org/survey/research/>